

令和7年度「とくしま子どもの居場所づくり推進基金」 助成団体 募集要項

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
地域福祉課

1. 助成目的

県内の篤志家からの御寄付により、令和元年12月、本会に“とくしま子どもの居場所づくり推進基金”（以下、「基金」という）を設置した。

本基金は、「子どもの居場所」の確保や、地域で子どもたちを見守り、育む事業に取り組み、組まれる団体を対象に助成を行い、子どもたちが安心して参加できる「子どもの居場所」づくりの拡充を図ることを目的とする。

2. 助成対象

県内において、「子どもの居場所」の取り組みを実施予定の団体、または、現在、取り組む「子どもの居場所」の事業の拡充等を予定する団体であり、その団体の構成が3名以上（家族を除く）のものとする。

※但し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は、助成の対象外とする。

3. 対象事業

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに完了する事業であり、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 徳島県内で実施すること。
- (2) 地域の子どもたちが安心して参加できる居場所であること。
- (3) 概ね年12回以上実施し、1年以上継続して実施していること。
また実施する見込みがあること。
- (4) 1回に5名以上の子どもが利用していること。また利用が見込まれること。
- (5) 利用料は無料又は実費相当額であること。
- (6) 食事を提供する場合は、保健所の指導に従い、所要の衛生管理を行うとともに、食物アレルギー対策に留意されたものであること。
ただし、子ども食堂を実施する場合は、徳島県「子ども食堂における食事提供行為に関する取扱要領」に基づく手続きを行うこと。
- (7) 地域の理解を得られるよう、運営時間や周囲の環境等に配慮するとともに、参加者及び事業実施者など全員の安全を確保する保険に加入すること。
- (8) 配慮を必要とする参加者や家族等について、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という）をはじめとする福祉関係機関や学校、警察、行政、その他関係機関等と連携し、必要な支援に結びつけるよう努めること。
- (9) 本事業の対象経費に対し、重複して他の公的な補助金等の交付を受けないこと。
- (10) 本事業の実施を通じて、宗教的活動又は政治的活動を行わないこと。
- (11) 「徳島県子どもの居場所づくり推進ガイドライン」を遵守すること。

4 助成金額（申請により通算3事業年度まで）

- (1) 開設経費 上限20万円
※1団体1回のみ
- (2) 運営経費 上限36万円(3万円/月)

5. 応募方法

交付申請（次の書類を提出）

- ・助成金交付申請書（様式第1号）・事業計画書（様式第2号）
- ・事業収支予算書 開設経費（様式第3号-1）運営経費（様式第3号-2）
- ・団体の概要（定款等の規約または会則、役員名簿、活動内容資料等）
- ・構成員名簿（代表者、構成員、居住地等）

申請書類等は、ホームページで詳細をご確認ください。

「とくしま子どもの居場所づくり応援サイト」<https://t-ibasyo.com/>

6. 助成方法

助成金は、交付請求書の審査のうえで交付する。

- (1) 開設経費については、原則、当該年度に一括で交付する。
- (2) 運営経費については、原則、当該年度に2回の分割で交付する。

ただし、当該年度期間中に、事業内容や計画等に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出し、承認を要する。

7. 募集期間

令和6年11月11日（月）から令和7年1月20日（月）（当日消印有効）

提出先：事業実施地域の市町村社協会長宛てに提出

8. 選考方法

- (1) 本会が委嘱する運営委員会で、審査・選考を行い決定する。
※審査結果及び審査理由等の問い合わせには、対応いたしません。
- (2) 応募書類は返却しないが、関係法令及び本会の個人情報保護規程に則り適正に処理する。

9. 結果通知

令和7年3月末までに選考結果を通知する。

※ 助成決定後は、当該助成事業に係る印刷物・SNS等に基金活用を掲載いただきます。

※ 本会事業の推進に向けた協力依頼に対して、ご協力をいただきます。

10. 問い合わせ先

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター3階
社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 地域福祉課

TEL：088-654-4461（代）・080-8633-1657（携帯）

FAX：088-654-9250 メール：ibasyo@tokushakyo.jp